

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令
規制の名称	生産規制の適用除外となる試験研究及び分析に用いられる特定物質等の対象追加、生産規制の適用除外のうち暫定的な措置の無期限化
規制の区分	新設、改正(拡充(緩和)、廃止)
担当部局	経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室
評価実施時期	令和3年10月
簡素化した規制の事前評価の該当	①簡素化した規制の事前評価の該当要件 iii
規制の目的、内容及び必要性	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下、「議定書」という。)(1987年採択)は、オゾン層破壊効果のある特定フロンの生産・消費の削減を加盟国に義務付ける国際条約であり、全ての国連加盟国が締結している。環境分野における主要な国際約束の一つである。我が国では、「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(以下、「オゾン層保護法」という。)」において、議定書の削減義務の国内実施を担保している。</p> <p>しかしながら、一部の特定物質等については、機器の校正に用いられる標準物質や特定物質等の代替物質の研究開発等に不可欠であり、試験研究及び分析用途として使用できる余地を残す必要があることから、2021年12月31日まで生産規制の適用除外とされており(2014年11月、第26回締約国会合決定)、我が国においても、同期限の暫定措置として生産規制等の適用除外が認められている。</p> <p>今般、2018年11月に行われた第30回締約国会合(以下「MOP30」という。)の決定において、ハイドロクロロフルオロカーボン(以下「HCFC」という。)の試験研究及び分析用途での生産が新たに生産規制の対象から暫定的に除外されるとともに、2019年11月に行われた第31回締約国会合(以下「MOP31」という。)において、生産規制の対象から暫定的に除外する措置の期限を、現行の2021年12月31日から無期限に更新する旨の決定がなされた。</p> <p>これらの決定を受け、我が国においても、今後もオゾン層保護の重要性に鑑み、本決定の的確かつ円滑な実施を確保しつつ、特定物質等を用いた試験研究及び分析によって得られる社会的便益を確保する観点から、対応する国内担保法である「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」(以下「施行令」という。)について、規制を緩和する方向で改正を行う。</p> <p>なお、上記の国内担保措置を仮に行わない場合、締約国として議定書の削減義務を適切に履行できないこととなり、外交上問題が生じる可能性がある。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>【課題】</p> <p>議定書の下、オゾン層破壊物質であるHCFCは、我が国を含む先進国では2020年に生産が全廃されているが、同議定書の技術・経済評価パネルが2018年にまとめた報告において、2020年以降、試験研究及び分析用途にHCFCが必要であるとの指摘がなされ、MOP30においてHCFCの試験研究及び分析用途での生産規制の暫定的な除外が決定された。同様に、技術・経済評価パネルの報告において、試験研究及び分析用途で消費されるオゾン層破壊物質が少量であることが指摘されたことを踏まえ、MOP31において、試験研究及び分析用途での生産規制の対象から暫定的に除外する措置の期限を、現行の2021年12月31日から無期限にする旨の決定がなされた。</p> <p>そのため、MOP30及びMOP31の決定について、我が国でも国内担保措置が必要となっている。なお、本決定の履行については、批准国として裁量の余地はなく機械的に整備することとなっている。</p> <p>【規制緩和の内容】</p> <p>具体的な担保措置としては、議定書の担保措置として施行令で既に臭化メチルに対して用いている規制措置と同一の枠組み(条文)で、HCFCについても規制措置を行うこと、並びに臭化メチルを含む全ての試験研究及び分析用途(特定用途)の規制対象物質を全て同一期間の扱いにて無期限延長(恒久化)することが合理的である。</p> <p>【デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト】</p> <p>検討の必要な事項なし。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(金銭価値化した遵守費用の推計について)</p> <p>製造事業者は試験研究及び分析用途で特定物質等を製造する場合、法及び施行令に基づき、生産数量及び用途について経済産業大臣の確認を受けるとともに、確認を受けて生産する数量や用途等を遵守しなければならない。</p> <p>本改正案により、政令本文の条文中に試験研究及び分析用途に用いられるHCFCを追加し、生産規制の適用除外に関する暫定措置の期限を無期限化した場合、それらの生産を行う製造事業者の申請手続は、本改正前は、政令の附則に基づいた申請であったものが、改正後は、政令の本文の条文中を根拠とするものになる。</p> <p>(遵守費用について)</p> <p>規制緩和により、申請者の手続きや申請内容自体には変更はなく、また、関係する製造事業者へのヒアリングにより、試験研究及び分析用途に用いられるHCFCの生産に係る確認申請の件数が増加しないことは明らかであるため、新たな遵守費用は発生しないと想定される。</p> <p>(行政費用について)</p> <p>規制緩和により、確認・審査の内容に変更はなく、また、関係する製造事業者へのヒアリングにより、試験研究及び分析用途に用いられるHCFCの生産に係る確認申請の件数が増加しないことは明らかであるため、追加的な行政費用は発生しないと想定される。</p> <p>(行政費用)</p> <p>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</p> <p>生産規制の適用除外にHCFCを追加する点については、関係する製造事業者へのヒアリングにより申請件数が顕著に増加しないことは明らかであり、また、生産規制の適用除外に関する暫定措置の期限を無期限化する点についても、審査当局及び事業者の対応に変化はなく、上記④のとおり追加的な行政費用は発生しない。</p> <p>また、従前より行っている法及び法令に基づく規制の執行業務において、本規制緩和の対象となる製造に係る相談、確認申請の審査などを行うことを通じ、規制緩和による影響の把握は可能である。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済への副次的及び波及的な影響 ・本改正は生産規制の適用除外を拡大する措置であるため、経済的な負の影響はない。 ・環境への副次的及び波及的影響 ・本規制緩和の対象となる物質がオゾン層破壊に影響することは明確であるが、適用除外となる範囲が試験研究及び分析用途に係る生産に限定され、想定される申請数量が極めて少量であることから、環境への負の影響は極めて限定的である。 ・競争への副次的及び波及的影響 ・規制の政策評価における競争状況への影響の把握を行うべく「競争評価チェックリスト」を活用した結果、競争に負の影響は限定的であるという結果になった。
その他の関連事項	<p>⑦評価の活用状況等の明記</p> <p>産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ(令和3年3月3日)において、本措置の方向性が了承されており、関係資料等は下記のとおり。</p> <p>経済産業省の審議会 第16回 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ (令和3年3月3日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshtsu/flon_taisaku/016.html</p> <p>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第30回締約国会合(MOP30) (平成30年11月5日-9日) https://www.mofa.go.jp/mofai/ic/ge/page25_001811.html</p> <p>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第31回締約国会合(MOP31) (令和元年11月4日-8日) https://www.mofa.go.jp/mofai/ic/ge/page24_001008.html</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑧事後評価の実施時期の明記</p> <p>当該規制については、法律において見直し条項を措置しないものの、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において「見直し条項」がないものについては、「見直し時期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。』と定められていることに則り、5年後を目途に、事後評価を実施する。</p> <p>⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規制緩和に係る申請内容(物質名称、数量、用途、環境負荷係数)、申請件数、実績報告 ・本規制緩和に係る申請の事業者数 ・本規制緩和に係る執行件数(申請処理数・実績報告受理数・検査・監督等)
備考	